

## 【オーストラリア】 国境警備部門の統合

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

\* 国境保安強化の一環として、連邦の出入国管理部門と税関部門が統合された。

### 1 法律の制定

「2015年オーストラリア国境警備部門法」(Australian Border Force Act 2015)が、2015年5月20日裁可されて成立した(全58か条)。併せて、税関運営法の廃止と、移民法、関税法等計56の法律を改正する法律(Customs and Other Legislation Amendment (Australian Border Force) Act 2015)も同時に成立した(施行は関連法の一部を除き同年7月1日)。

連邦議会においては、上院で法案の一部に緑の党が修正案を示した(否決)のみで、法律の主要部分については争いがなく成立した。

### 2 法律の内容

この2つの法律の主な内容は、次のとおりである。

- ① 現保守連立政権以前には法務大臣の指揮下にあった税関・国境防護局(Australian Customs and Border Protection Service)を廃止し、その機能を出入国管理国境防護省(Department of Immigration and Border Protection)に吸収し、移民・難民を含む出入国管理と税関を、単一の大臣のもとにおける「国境警備」(Australian Border Force)という機能に統合する。
- ② 「国境警備」機能及び職員を統括し、大臣に直接責任を負う「国境警備コミッショナー」(Australian Border Force Commissioner)という地位を法定機関として置く。この地位は、連邦警察コミッショナーや国防軍司令官(Chief of the Defence Force)などと同じレベルであると説明されている。その個別の権限は、「国境警備部門法」ではなく関連して改正された法律に個別に規定される。
- ③ 国境警備コミッショナーは、関税法等に定める捜査権等の法執行権限を持つ職員を統括し、また、収入管理を行う職員の長(Comptroller-General of Customs)でもある。
- ④ 法執行権限を持つ職員は、その権限執行に当たり一定の刑事免責が認められるとともに、その責任の重さに鑑み、就任に際しての宣誓、酒類・薬物検査の対象となること、コミッショナーの指令の遵守、守秘義務、非違行為がある場合の解任など、一般の公務員とは異なる義務が課せられる。

①の機能統合は、2013年9月の現政権発足時にまず税関・国境防護局に関する閣僚間の担当変更と省名の変更が行われ、次に2014-15年度予算に移行・強化経費として4年間で4億8050万豪ドル(約443億円)の見積りが示され、その後今回の法整備に至った。

また、出入国管理国境防護省は、政策部門のほか、情報、ビザ・国籍業務、移民業務、国境業務の部門からなる。なお、「国境警備」は、コミッショナー名に冠されるが組織名ではない。いわば機能名であるが、この機能を具体的に定義する規定がない。職員は、法的

根拠のない概念で④の責任を負うことになり、明晰さを欠くという論評がある。

### 3 背景

法律はコミッショナーを設置し、職員に関する事項を定めるものであるが、議会の議論や論評からは、法律自体よりも時代背景や歴史的経緯に関して次のように捉えられていることが分かる。

#### (1) 沿岸・国境保安強化の方向性

現保守連立政権は、発足以来国境保安強化を進めてきた。具体的には、海洋取締権限法（海域警備の強化）、バイオセキュリティ法（検疫体制の強化）などの法整備と関連法の改正に続き、今回の法整備もその一環として捉えられる。

もともと沿岸・国境保安強化は長年の課題としてあり、特に単一の担当機関に機能を集約するか、海洋保安、移民、税関、検疫、漁業保護、国防など担当部門を強化しつつ横の連携を重視するかという組織論上の路線対立があったが、労働党政権時の2008年に後者に方向付けられた後は、出入国者数、通関量、組織犯罪の急増と、それに対応する職員の権限担保と腐敗防止に対する効果的な法整備が必要であるというのが、与野党共通の問題意識となっている。

#### (2) 出入国管理国境防護省の役割変化

同省は、1945年に発足して以来名称を頻繁に変えつつも一貫して移民、難民、出入国管理、国籍等を取り扱う主管庁であり、特に移民の定着（settlement）は同省の中心的な業務であり続けた（人口約2300万人超のうち本人又は親が移民であるのは推定700万人超）。しかし、現保守連立政権の省庁間の任務分担では、同省の主要業務が国境保安に移行し、移民・難民の定住・教育に関する諸調整は、社会サービス省の所掌となった。税関を吸収し、国防軍などとも横の連携を強化しつつ国境保安を担当するので、「国境の軍事化」と捉える議論がある。

また、難民保護団体の多くは、この法律の個別の規定に対してというより、法律がもたらす含意に対して反対又は強い懸念を表明している。この法律は、移民・難民問題に対して、これを保安問題として捉え、これまでの定住を促進させるアプローチから法執行を重視するアプローチへの大きな方向転換であり、職員の意識も出入国管理をまるで税関のように扱うようになるという指摘である。国内でもまだこの論点に関する十分な議論に至っていないようであるが、同省の戦後70年の歴史の中で最大の変化となるかもしれないと評価されている。

参考文献（インターネット情報は2015年7月17日現在である。）

- ・ オーストラリア連邦議会の法案サイト<[http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/Bills\\_Search\\_Results/Result?bId=r5408](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5408)>
- ・ 等雄一郎「オーストラリアの海上保安体制と2013年海洋取締権限法」『外国の立法』no.259, 2014.3, pp.145-157. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8433522\\_po\\_02590010.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8433522_po_02590010.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)